

20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史一序説

中 村 満紀男

本論文は、20世紀前半のアメリカ合衆国における優生断種運動を分析し、この運動の「精神薄弱」者にとっての意味を究明しようとする研究の序説である。

優生学運動は、アメリカでは第二次世界大戦前までは、プログレッシブを中心とする科学者が理論的根拠を与えた社会改良運動でもあった。国際的には優生学運動は、民主制国家にも後進国にも拡大した。しかしその結末は、ナチス・ドイツによるユダヤ人および障害者政策に象徴的であるが、アメリカでは、それにつぐ規模の断種を精神薄弱者と精神病者に行い、他国をリードしたのである。

本研究が解明すべき内容はつぎの通りである。

1. 世紀転換期における断種論の成立、新たな精神薄弱問題の発生および社会発展との関連
2. 1920年代までの精神薄弱者優生断種論と法制の展開、地理的差異とその社会的意味
3. ホームズ判決以後および遺伝学説変更後の優生断種論争と国際的動向
4. 精神薄弱者の優生断種と施設外処遇の制度成立

キー・ワード：優生断種 精神薄弱者 施設外処遇 アメリカ合衆国

1. 研究課題の設定と方法

(1) 問題の状況

19世紀末から20世紀はじめにかけて、アメリカ合衆国は、障害者、とくに「精神薄弱」(feeble-minded)¹⁾の児童と成人の処遇に関して、新しい危機的状況に直面していた。それは、19世紀末以降、精神薄弱者施設の長や社会事業家が一致して唱道してきた施設の大規模・隔離化の遅れ、公立学校における特殊学級の創設、社会問題の深刻化であった。

すなわち、国内の諸州では、精神薄弱者施設の新設・増設にもかかわらず、収容力が入所対象数に追いつけず、多数の入所待機者をかかえる事態が慢性化していた。それゆえ、施設長たちにとって憂慮すべき現実、拘束がないまま

コミュニティで存在してはならず、施設に入所すべきであった精神薄弱者、とくに成人女性のコミュニティでの自由な生活であった。施設長の見解によれば、精神薄弱者は教育効果が認められたものの、環境によって修正や軽減しえない固定的な反社会性があり、コミュニティでの社会生活は不可能であった。それゆえに、コミュニティにおける彼らの存在は、社会的脅威であると主張されたのである。

科学的根拠を与えてこのような見地をリードしたゴダード(Goddard, Henry Herbert 1866-1957)をはじめ、ターマン(Terman, Lewis Madison 1877-1956)、ヤーキーズ(Yerkes, Robert Mearns 1876-1956)のような心理学者は知能検査を実用化し、普及させることになる。彼らは、検査手続きの偏りを認識せず、検査結果を過大評価したまま、精神薄弱

者だけでなく、学業不振や怠学の公立学校学童、公的扶助者・犯罪者・非行者や移民・他民族出身の者も知能検査の対象とし、その低知能との関連を、再発見されたメンデル (Mendel, Gregor Johann 1822-84) の遺伝法則により解釈した。

精神薄弱児は公立学校にも新たな問題を発生させていた²⁾。大量の精神薄弱とその周辺群の児童が義務的に公立学校に就学することで、教育の効率を著しく妨げることが、校長や教育行政家によって問題視された。また、彼らが通学することで生じる一般の児童との日常的な接触は、専門家等によって危険視された。

さらに、世紀転換期にはアメリカ社会の発展とともに、精神病、犯罪・非行、公的扶助が激増したが、この社会病理の発生因を、急激な資本主義の発展やそれに伴うべき社会施策の欠如と関連させて究明するよりは、ダグデイル (Dugdale, Richard Louis 1841-1883) の「ジューク一族」(the Jukes, 1877年)を血統的立場からのみ曲解するような人々の範囲が、施設長や社会事業家を超えて拡大するようになっていた。

このことは、社会病理のほとんどが精神薄弱が主因であるとの解釈につながるだけでなく、病理対象も新移民や黒人等の少数民族へと拡大されて検討されるようになる。この状況を理論的に支持したのが、遺伝的要素を固定的に過大視して人間改良を実現しようとするゴールトン (Galton, Francis 1822-1911) 創始の優生学 (eugenics) であり、アメリカではダベンポート (Davenport, Charles Benedict 1866-1944) らの指導により、20世紀初頭に社会運動化する。

社会病理の増大に伴って、施設収容が必要な対象の範囲と数が急増したにもかかわらず、それに収容力が追いつかないギャップがますます明確になった状況で、優生学運動が、社会病理群 (犯罪・非行・精神病・精神薄弱・てんかん等) の優生的発生予防策として採用したのが、結婚禁止・規制、とりわけ断種³⁾とその法制化であった。

精神薄弱者は断種対象のすべてではなかったが、主要な、そして最後まで残る集団であった。1927年には、合衆国最高裁でバージニア州断種法をテスト・ケースとした優生断種の合憲性がホームズ (Holmes, Oliver Wendell, Jr. 1841-1935) 判決で認められ、以後現在に至っている⁴⁾。アメリカにおける断種総数は、1964年1月1日までで63,678人にのぼっており、その多くは自由意思という名目のもとに、事実上強制的に断種されたといわれる。

こうして、精神薄弱者は、社会退化 (変質) の根源とみなされたために病的恐怖の対象となり、その処理問題は、1910年代半ばには、19世紀までの貧困と施設の範囲の問題から、社会問題のなかで最も重大で最大の問題に発展したが (Sarason and Doris, 286)、その過程では魔女狩りにも相当する熱狂が示された (Deutsch, 360)。科学者たちは、最新の理論を用いて、精神薄弱者の顕著な逸脱について、実証的解明に努力した。彼らは、精神薄弱問題への優生学的な関与を通して、移民制限、国内秩序の再建、国際的生存競争等の社会的・政治的課題の解決に積極的に貢献しようとしたのである。

ところで、20世紀前半における優生学運動、とくに断種の実施要求は、偏向した立場や集団によるものではなかったし、特定の学問分野や職種に限定された現象ではなかった。むしろ一般的な社会的現象であったといえる。一時期は、生物学・心理学・人類学・社会学等の世界では、優生学的立場が圧倒的な地位を占めたのであり、とりわけ専門職の人々がこの運動に競って参加した。優生学運動の賛同者の政治的立場では、保守層はたしかに多かったが、リベラルはもちろん社会主義者さえも含む広範な支持層を擁していた。優生学運動は、最新の科学的知識を動員してアメリカ社会を改善しようとする改良主義的意図 (Degler, 42) を有していたからである。

優生学運動を国際的にみると、政治体制ではイギリスや北欧諸国、カナダ、ニュージーランド等の民主制を採用するほとんどの国々におい

てこの運動は盛んであり、1937年で11カ国(の州)で断種法が法定された(Popenoe, 42)国際的な現象だったのである。ナチス・ドイツで優生学を発展させた民族衛生学(Rassenhygiene)に基づくユダヤ人や障害者に対する政策は、実施の規模と程度において優生学運動の偏った極致ではあっても、思考様式では例外とはいえないのであった(人種改良[race betterment]という概念が各国で一般的に使用されたことは、その具体例である。国際的優生学運動のなかに、ドイツ優生断種法をモデルにして作成されたとされる昭和15(1940年)の国民優生法が含まれるのはいうまでもない)。

(2) 先行研究と本研究の課題

本研究では、精神薄弱者の優生断種について、20世紀前半のアメリカ合衆国を中心にとりあげる。アメリカは、ナチス・ドイツを除けば断種実施数では歴史上最も多数の国であり(そのほとんどを精神遅滞者と精神障害者が占める)、法制では、対象の範囲が同一ではないが断種法⁵⁾を過半数の州(1937年までで32州で可決、29州で有効)で制定した国であり、ナチス・ドイツが断種法のモデルとした国であった。また、著名学者を含む多数の知識人が、断種を支持する優生学運動に政治的立場を超えて賛同した点でも、アメリカは国際的にみて顕著な例であった。

本研究における検討時期をひとまず20世紀前半と設定したのは、第二次世界大戦後におけるナチス・ドイツの優生政策の実体判明が、欧米の優生学(運動)に強烈な衝撃を与え、根本的な再考を迫った最大の画期となるからである。しかし後にもるように、戦後が優生学の最終的解決を意味するものではない。

アメリカの断種史については、アメリカ優生学史、精神遅滞者処遇史、遺伝学説史等の研究の一環として、ハラール(1963)からキュール(1994)まで繰り返し取り上げられてきた⁶⁾。アメリカ優生学の研究や運動の結末(ナチス・ドイツのユダヤ人政策)と役割(ナチス・ドイツの師範的立場)から、最大の断種対象であった

精神薄弱者に対する検討も、詳細かつさまざまな観点から示されてきた。

近年の研究では、ケブルス(1985)が、社会・文化・政治の歴史と科学史の総合、英米両国の国際比較という二つの観点からアメリカ優生学を研究し、つぎのように主張している。優生学専門家の影響は、改革派の知事のいる州で大きく、断種法が可決された。また、アメリカ優生学運動の革新主義者⁷⁾の多くは、人種差別と移民制限を志向した点では保守主義者と同意見であり、それゆえ双方ともに断種を支持した。両国は優生学が最も盛んだった点では類似しているが、イギリスでは断種の法定および実施がなく、断種はアメリカ的現象であった。彼は、断種反対論も詳細に取り上げている。

最近では、スミスとポロウェイ(1994)のように、特定施設における収容者断種の実態を究明する事例史研究がみられる。バージニア州における断種は、手術に関する説明が不十分であり、医学的・心理学的援助も欠如していたとされる。また、カリフォルニア州パシフィック州立施設の例では、収容者が断種の意味を理解し、自分の見解を表明しようとしたことを紹介している(多数は断種を承認しなかったが実施された)。

しかし、従来のアメリカにおける精神薄弱者断種史の分析の不十分さを指摘するのは、つぎの諸点からである。

1) アメリカ優生学運動に対する諸学界内部からの広範な支持は、1910年代までが中心であり、1920年代以降、遺伝学者の見解変更とともに大学・研究所等の多くの研究者は運動から離脱し、あるいは消極的となった、とする解釈が一般的である⁸⁾。だが、そのような理解への単純な追従は、優生学運動の発展を支えた科学者や学問の実体把握をあいまいにし、部分的な知見を科学と称して、特定の価値観に立つ社会的・政治的運動の根拠として、社会を啓蒙せんとしたアメリカ優生学運動の真の動機を理解しがたくするであろう。

むしろ究明すべき問題は、当時の研究者が、断種を一断面⁹⁾とする優生学運動になにゆえに賛同したのか、その意識構造はいかなるものであったのか、そして、彼らはなにゆえに優生学運動から離脱したり、断種に消極的になっていったのかである。

また、研究者の1920年代離脱が断種運動衰退を意味するならば、つぎの2点から直ちには肯定できない。

第一に、この説明は、1930年代以降は優生学運動ないし断種実施が減退したことを示唆することになるが、実際には断種数は増加していたのである(この増加の直接因は、1927年の合衆国最高裁によるバージニア州断種法の合憲判決にある)¹⁰⁾。全国断種数の累計は、1921年までの実施累積数を100とすると、1929年までが293、1933年までが469、1942年までが1178、1952年までが1700、1964年までが1970であり(戦後も、1950年の1526から1963年の467まで、実施数は少ないながらも断種は継続された。Robicher, 122-23)、実施数はむしろ1930年代以降に増加している。また国際的にみると、優生学運動は1930年代に発展したと思われる¹¹⁾。

第二に、1930年に精神薄弱専門家の研究団体であるAASF(The American Association of the Study of Feeble-mindedness. アメリカ精神遅滞学会:AAMRの前身)が自由意思に基づく断種を支持し、白亜館会議精神薄弱委員会でも承認されたのである。

そこで、学界および精神薄弱専門家と社会・州議会間の精神薄弱者断種に対する認識に関して、懸隔の有無とその理由の分析が必要である。前者では、法律・医学・生物学・人類学・心理学・社会学(社会事業を含む)の研究者、精神薄弱者施設長および関連の実践家が検討対象となる。

2)断種法を制定した州のなかで、対象の範囲と実施状況にはかなり差異がある。まず対象範囲では、性的倒錯・犯罪¹²⁾者から精神薄弱者・精神病患者までを含んで規定されていたが、最終的には最大の断種数を占めるようになる精神薄

弱者の断種運動における位置づけを、実施数の変化を通して解明することが必要である。実施状況では、断種法が死文化した州と積極的に実施した州(実施時期には差がある)があるが、この地理的分布の意味の究明も必要である。断種に積極(消極)的な州における断種運動の支持(反対)集団も検討すべき項目である。ここでは、政治的・社会的・宗教的立場と断種の関係が分析されるであろう。

3)精神薄弱者の断種が、彼らの社会的処遇全体との関連で提起された経緯からして、施設処遇の展開と関連させて追求することによって、精神薄弱者断種および施設処遇の実体が明確になると思われる。とくに、1906年以降、ニューヨーク州立ローム施設のバーンスタイン(Berntein, Charles 1872-1942)施設長によって導入されたコミュニティ内の小コロニーとパロール(parole)制度は、近隣の家庭や農場、企業そして自宅での保護観察をとまう処遇制度であり、従来の終生または長期の施設収容という処遇原則からの明白な逸脱ないし転換であった。そこで、施設退所者に断種手術を(事実上)義務づけてパロールを積極的に行った施設群(たとえばカリフォルニア州立施設)と、断種を(ほとんど)実施しなかったが、パロールは積極的に行った施設群(たとえばニューヨーク州立施設)に関する比較検討も必要な研究課題となってくる。

4)パロール制度と関連するが、断種政策の果たした役割について、当時の状況に即して実証的に解明し、評価することも本研究の課題の一つである。断種に関して非人道的な措置という後世からの指弾だけでは、断種の精神薄弱者およびその生活にとっての意味は十分に明らかになるとはいえないし、彼らの断種後の生活実態との関係¹³⁾も関心の対象とはならない。

20世紀前半のアメリカ社会における優生断種運動過程では、法的・宗教的論議が目立つが、精神薄弱者にとってその当事者利益という観点から、断種政策を究明する必要がある。断種は、施設収容力の不足と多数の入所待機者の存

在という現実状況のなかで提起され、コミュニティ生活を、退所可能な精神薄弱者に結果としてもたらした。20世紀初めでは避けるべき方策であったコミュニティ生活への転換が、精神薄弱者の望ましい生活という観点から、どのように主張され、実施されたのかを解明することは、アメリカにおける断種の実体を究明するうえで必要である。

またカリフォルニア州では、子どもをもうけることや参政権を除けば、断種後、パロール制度の下で、退所した精神薄弱者が結婚して、通常の生活形態を享受した者が生じたとされるが、彼らはいかなる心身状態、経済的・社会的状態の者であったのだろうか。また断種法非実施州では、退所後の精神薄弱者はいかなる生活を送ったのであろうか。さらに、退所して通常のコミュニティで生活する者および施設内で生活する者に対する施設の教育・訓練上の役割は、どのように区別して考えられたのであろうか。

5) アメリカ合衆国は、たしかにナチス・ドイツを除くヨーロッパ諸国よりも大規模に精神薄弱者と精神病者に断種を行ったが、断種思想はヨーロッパをはじめわが国を含む後進国とも共有していた。なぜアメリカで多数の精神薄弱者等に、いかなる構想の下で断種が実施されたのかという疑問は、民主制を採用する先進諸国でなぜ優生学運動が盛んになり、後進国でも熱心に導入されたのかという理由を究明することによっても、解明される側面があるように思われる。

(3) 本研究の現代的意義

アメリカにおける精神薄弱者の優生断種に関する歴史的研究は、今日のわが国ではなお、開放的な問題になりにくい精神遅滞者の結婚および出産や育児の問題の展望や解決¹⁴⁾について、アメリカ社会の文脈における示唆を与えてくれることが期待される。これが本研究の直接的な現代的意義である。

しかし本研究の現代的意義はそれだけに限られるものではない。第一に、現在われわれは、深刻な医療諸問題に直面しているが、それは障

害児(者)問題とも密接な関連をもつ。たとえば、重症新生障害児の生命維持および治療問題や小児移植用の臓器源としての無脳症児に対する注目¹⁵⁾、胎児診断にともなう中絶等、障害児(者)に直接関連する問題から、不妊対策としての代理母や精子や卵子の凍結保存と利用、遺伝子操作等のとめどもない科学技術の発展のように、倫理との深刻な緊張関係を生んだり、人生の到達点をどこに求めるかという安楽死や尊厳死等の根源的問題まである。とりわけわが国のように、羊水穿刺のような先端医療がもたらす諸問題を医学・医療側が公共性ある問題として提起せず、他方で先端技術の乱用や商業化に抵抗する宗教的基盤に裏付けられた行動規範が希薄な状況(米本[1988]74-77)を考慮すれば、障害の予防と生を享けた重篤な障害を有する新生児への対処に、アメリカの精神薄弱者出生抑制策=断種の経験とその反省や矛盾から示唆される点があるだろう。

第二に、精神薄弱児(者)に対する優生断種は、非可逆的な心身の退化的諸徴候をもつとみなされたがゆえに構想され実施された、特定集団の排他的な処遇策を求める社会的模索の一結果だったのであり、また精神薄弱者が、黒人とアンプロ・サクソン等の特定人種に対する否定的¹⁶⁾または肯定的評価モデルの典型であったと想定すると、精神薄弱者に対する優生断種の歴史は、20世紀初頭に、人種差別という歴史的・現代的課題が広範囲に形成された過程を解明する手がかりの一つになりうる。このことは、冷戦終結後の民族紛争において血統論を基盤とする侵入側の「民族浄化」行為が散見されることから明瞭であり、科学者の独善的な信念に基づいて実施されるようになった精神薄弱者の優生断種問題に関する歴史的検討は、この意味できわめて現代性ある研究課題であろう。

第三に、コミュニティでの生活実現に重要な条件となったと思われる精神薄弱者の断種と、現代の新しい障害者関連の理念との関係分析である。制約はあるにせよ精神薄弱者にもたらされたコミュニティ生活は、それが可能であるこ

とを改めて社会に対して実証したことで、コミュニティ生活を一要件とする今日の新しい理念、ノーマリゼーション(normalization)やIL (independent living)運動をアメリカ社会で成立させる伏流を醸成することになったのではなからうか。このような意味で、断種研究は、精神薄弱者がコミュニティで生活する条件として、施設内生活とは異なるいかなるスキル(男女交際を含む)¹⁷⁾が必要と考えられたのかを明らかにすると思われる。このスキルは、現代の精神遅滞者にも重要な学習課題であろう。

註

- 1) 本研究で精神薄弱は、当時のアメリカで利用されていた3分類(魯鈍[moron], 痴愚[imbecility], 白痴[idioty])の総称の場合と、ゴダードが1910年に命名した魯鈍級をさす場合がある。アメリカの精神薄弱者施設では、痴愚級を中心とした精神薄弱全体を、特殊学級では魯鈍級を、対象として構想していた。
- 2) アメリカ特殊学級成立過程とその社会的意義については、文献の拙稿を参照。本研究、とくに優生学運動・プロGRESSIビズムとの関連が部分的に示されている。
- 3) 本研究で断種(sterilization)とは、手術法の観点からは、基本的には男子に対する精管切除術(vasectomy)と女子に対する卵管切除術(salpingectomy)による妊娠防止策をさすが、男子の去勢(castration)または精巣除去(orchectomy or testectomy)や女子の卵巣除去(ovariotomy)・子宮摘出(uterectomy or hysterectomy)による無性化(a[de]sexualization)を含むことがある。また断種の目的からは、懲罰、治療、優生に分けられるが、本研究で対象となるのは、優生断種(eugenic sterilization)であり、実施された断種のほとんどを占める。さらに断種実施の選択については、強制と本人または親や後見人の自由意思ないし同意によるものに分けられるが、実際には本人には選択権や決定権がなかったから、後者は強制に近かったといわれる。
- 4) ホームズ判決以後、断種に関する合衆国最高裁での判例がないので、同判決は法律上は現在も有効であり、したがって、優生断種法も効力がある。しかし現代の動向として、親が精神遅滞の子どもを断種することは法手続き上困難であり、本人や親族が望む場合でも、医師が訴訟に巻き込まれるのを好まないために、断種は実質的に不可能な州が多いとされる。Lindsey, 311.
- 5) すべての断種法が独立した法令で規定されたわけではなかった。1909年のワシントン州断種法は刑法で、1911年のネバダ州法は警察条例、1912年のニューヨーク州法は公衆衛生法で規定された。
- 6) Haller(1963); Deutsch (1967); Pickens (1968); Tyor (1972); Ludmerer (1972); Robitscher (ed) (1973); J. L. カミン(1974), 岩井訳(1977); T. ハワード・J. リフキン(1977), 磯野訳(1979); Sarason and Doris (1978); Kravens (1978); Grethler (1980); Scheerenberger (1982); Kevles (1985), 西俣訳(1993); Degler (1991); Trent (1994); Kühn (1994).
- 7) クレプンスは、優生学および科学的人種主義(移民制限を含む)をエリート主義の政治イデオロギーとしたが、デグラも、優生学をプロGRESSIビズム(progressivism)に立脚するエリート主義的な大衆改良運動であるとした。Kravens, 174. Degler, 42-49.
- 8) Kevles, 52, 174, 178-80, 245-251. ドイツでも類似の立場をとっており、精神薄弱に関して、1920年までを「部分的でゆがんだ真実に基づいて性急な理論化を無批判に受け入れた時期」として、その後の時期を「多くの綿密な分析と自己批判、以前の価値の再評価」としている(p. 362). しかし検討すべき問題は、そのような1920年までの時期の形成理由と、断種に見られるように1920年以後も持続される現象の混在の理由である。ケプルスは、1930年代の大恐慌が、貧困層や常習犯罪者をも対象とする新たな断種運動を展開させたとし(199-202頁)、ピケンズは、社会経済的・心理学的理由を挙げている(p. 100). キュールは、とくにナチス・ドイツとアメリカ優生家の関

係を追求して、主流のアメリカ史家の主張は両者の関係を過小ないし部分的な評価に偏っていると批判している。また、1933年以後、ドイツにおける優生学の急展開により生じた各国での影響に関する研究は、未開拓であるという (xv~xvi 参照)。

- 9) 断種の主張や実施は、彼らの意識構造が顕現した一部にすぎない。彼らの人種や文化に対する評価はもう一つの一部である。
- 10) トレントは、1930年代における断種増加を精神薄弱者施設長による入所待機者解消策としての断種=パロール・退所政策であると結論している。Trent, 199-202.
- 11) グレーサーは、優生学運動と優生断種自体は、アメリカでは1940・50年代に消滅したが、出生抑制の道具としての断種は、それ以後、合衆国および世界中の人口抑制というネオ優生プログラムで広範に利用されており、優生断種はその後の展開の実験場だった、としている。Grether, 191-92.
- 12) 犯罪者に対する断種は、精神薄弱者に対する断種と対照すべきで検討項目となる。前者は後者の先行者であるが、その断種実施と支持は、まもなく表面からはほとんど消失する。結婚禁止・規制では、ワシントン州以外は犯罪者(累犯)を対象に含めていない。この2点において、犯罪と精神薄弱・精神病が異なってくる理由を究明する必要がある。同様に、精神薄弱と精神病も比較すべきである。グロブによれば、精神科医は断種をほとんど支持しなかった(Grob, 61)。この点で、精神薄弱者の場合と異なるが、断種実施数では、精神病患者が、全断種数の半数弱を占めるのである。他の比較対象として、アメリカでは断種の対象とはならなかった盲や聾等の他の障害も、本研究で検討されるであろう。
- 13) スミスとポロウェイの研究には、この観点の設定されている。
- 14) アメリカで、精神遅滞者全体の結婚や出産の問題について、最終的な解決がみられたわけではない。断種法は、修正されつつも1974年現在で23州でなお維持されているし、他方で断種法が消滅することでこの問題は解決しない。スミスとポロウェイは、

精神遅滞者に対して、断種による優生学的解決を志向する考え方がアメリカでなお残存していると指摘している。ただ、現代アメリカでは、精神遅滞者に対する性教育(たとえばサークル法)によって、問題の防止と生活の享受を図る試みが具体的に模索されている。Smith & Polloway, 213. Paul, 96-99. Champagne and Walker-Hirsch, 172-74.

- 15) 重症新生障害児の生命維持と治療問題は、これまで学際的問題とされながら、実質的には法学と医学の問題であり(たとえばドイツ)、かつて重症新生障害児であったであろう「重症心身」障害児の教育臨床家や母親の指導成果が反映されていないおそれがある。それゆえ、彼らに対する学際的評価は、本人とその家族に広義の教育と支援諸制度が不足している現状で、彼らの心身状態を固定的に捉えた結果に過ぎない可能性もある。だが、しばしば例示される教育や訓練による児童の成長のみに家族の幸福を置き換えることの一般化は困難であろう。さらに、少数かもしれないが現在の教育技術では指導が極度に困難な児童がいることは、厳然とした事実であり、教育技術の開発とともに、彼らにおける(学校)教育の意味を吟味することも、緊要な検討課題である。これらの児童の存在による家族に対する極度の諸ストレスも考慮に入れなければならない。以上の観点を総合的に検討することは、新しい生命倫理への発展可能性があるだろう。これとの関係で、米本(1985・1988・1989)が、欧米には見られないわが国の独特の優生学に対する受容感情と、医学・医療や生物学の新しい先端的発展に対応できない事態とのギャップを繰り返し指摘していることは銘記する必要がある。保条および大嶋も参照。
- 16) デグラーは、「新しい生物学は、環境が人種ないし生物学に基づいた行動を変更できないことを示すことによって……人種差別主義に科学的基礎を与えていた」と指摘している。Degler, 24.
- 17) たとえば19世紀半ばころまでの盲教育では、教育後の進路は盲人コミュニティであり、

社会的スキルの育成は必要視されなかった。しかし、教育後の進路として一般コミュニティへの分散が実現する19世紀後半の盲学校では、社会性の育成は、重要な教育目標に昇格したと思われる。

文 献

- Champagne, M. P. and Walker-Hrisch, L. W. (1982), *Circles; A Self-Organization System for Teaching Appropriate Social/Sexual Behavior to Mentally Retarded/Developmentally Disabled Persons*. *Sexuality and Disability*, 5, 172-74.
- Degler, C. N. (1991), *In Search of Human Nature, The Decline and Revival of Darwinism in American Social Thought*. Oxford University Press.
- Deutsch, Albert (1967), *The Mentally III in America, A History of their Care and Treatment from Colonial Times (sixth printing)*. Columbia University Press.
- Eugenical News, 13 (1928), 42; 123.
- Grether, Judith K. (1980). *Sterilization and Eugenics: An Examination of Early Twentieth Century Population Control in the United States*. Ph. D. Dissertation.
- Grob, Gerald N. (1994), *The Mad among Us: A History of the Care of America's Mentally Ill*. Free Press.
- Haller, Mark H. (1963), *Eugenics: Hereditarian Attitudes in American Thought*. Rutgers University Press.
- T. ハワード・J. リフキン (1977), 磯野直秀訳 (1979), *遺伝工学の時代—誰が神に代わりうるか—*. 岩波書店.
- 保条成宏 (1992): *障害新生児の生命維持治療をめぐる刑法的問題 (1)*. 名古屋大学法政論集, 140, 151-173.
- J. L. カミン (1974), 岩井勇児訳 (1977): *IQの科学と政治*. 黎明書房.
- Kevles, Daniel J. (1985): *In the Name of Eugenics, Genetics, and the Uses of Human Heredity*. University of California Press. 西俣総平訳 (1993): *優生学の名のもとに—「人類改良」の悪夢の百年*. 朝日新聞社.
- Kravens, Hamilton (1978): *The Triumph of Evolution, The Hereditary-Environment Controversy, 1900-1941*. Johns Hopkins University Press.
- Kühl, Stephen (1994): *Nazi Connection, Eugenics, American Racism, and German National Socialism*. Oxford University Press.
- Lindsey, Mary P. (1989): *Dictionary of Mental Handicap*. Routledge.
- Ludmerer, K. (1972): *Genetics and American Society*. Johns Hopkins University Press.
- 中村満紀男 (1991): *20世紀初頭アメリカ合衆国における公立学校センター論と特殊学級の確立*. *社会事業史研究*, 19, 85-101.
- 中村満紀男・田代みのり (1992): *エリザベス・E. ファレルの特殊学級における精神薄弱教育と思想 (1900-1932)*. *障害者問題史研究紀要*, 35, 27-40.
- 中村満紀男 (1992-93): *世紀転換期アメリカ公立学校制度における精神薄弱特殊学級 (学校)の成立とその意義について (1-3)*. *秋田大学教育学部研究紀要*, 43, 77-99; 44, 53-68; 45, 53-81.
- 大嶋一泰 (1993): *ドナーとしての無脳症児をめぐる刑法上の諸問題*. *刑法雑誌*, 33 (2), 119-143.
- Paul, Eve W. (1974): *The Sterilization of Mentally Retarded Persons: The Issues and Conflicts*. *Family Planning Population Reporter*, 3 (4), 96-99.
- Pickens, Donald K. (1968): *Eugenics and the Progressives*. Vanderbilt University Press.
- Popenoe, Paul (1937): *Trends in Human Sterilization*. *Eugenical News*, 22 (3), 42.
- Robitscher, Jonas (ed) (1973): *Eugenic Sterilization*. Charles C. Thomas.
- Sarason, Seymore B. and Doris, John (1978): *Educational Handicap, Public Policy, and Social History*. Free Press.
- Scheerenberger, R. C. (1982): *A History of Mental Retardation*. Paul H. Brookes Publishing Co.
- Smith, David J. and Polloway, Edward A. (1993): *Institutionalization, Involuntary Sterilization, and Mental Retardation: Profiles from the*

- History of the Practice. *Mental Retardation*, 31 (4), 208-14.
- Trent, Jr., James W. (1994): *Inventing the Feeble Mind: A History of Mental Retardation in the United States*. University of California Press.
- Tyor, Peter Lawrence (1972): *Segregation or Surgery: The Mentally Retarded in America, 1850-1920*. Ph. D. Dissertation.
- 米本昌平 (1985): *バイオエシックス*. 講談社現代新書.
- 米本昌平 (1988): *先端医療革命*. 中公新書.
- 米本昌平 (1989): *遺伝管理社会—ナチスと近未来*. 弘文堂.

Eugenic Sterilization and People with “Feeble-mindedness” in the United States during the Former Half of the 20th Century : Introduction

Makio NAKAMURA

The goal of this research is to analyze the eugenic sterilization movement in the United States during the former half of the 20th century, and to examine a significant relation between the “feeble-minded” and the cause. This is introduction of a series of papers on it.

Eugenic sterilization was a social reform movement offered theoretically by various scientists in the American pre-World War I days. It was also a international cause accepted in both democratic and developing countries. This movement resulted in the race policy carried out by Nazi Germany. The United States was the second state of most sterilized people with mental handicaps to lead other countries.

The focus of this research will be primarily upon the following.

- 1) Advocating sterilization and urgent necessity of new institutions for the feeble-minded or their enlargement caused by development of American society,
- 2) Maintaining sterilization and its legislation in the 1920s, geographical distribution of sterilization laws and its significance,
- 3) The pros and cons of sterilization after Holms' decision in the Supreme Court of the United States and changing genetic theories, and process of international progress of the movement,
- 4) Sterilization of the feeble-minded and beginning of extra-institutional treatment of them.

to be continued

Key Words : Feeble-minded, Eugenic Sterilization, Extra-institutional, United States